

燕市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 交通会議の事務所は、燕市<u>吉田西太田1934番地</u>燕市役所内に置く。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>燕市長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官 新潟県燕警察署長 新潟県三条地域振興局企画振興部長 住民代表 東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長 新潟県立吉田病院事務長 社団法人新潟県バス協会事務局長</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 交通会議の事務所は、燕市<u>白山町2丁目7番27号</u>燕市役所燕庁舎内に置く。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>燕市長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官 新潟県燕警察署長 新潟県三条地域振興局企画振興部長 住民代表 東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長 新潟県立吉田病院事務長 社団法人新潟県バス協会事務局長</p>

日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長

一般乗合旅客自動車運送事業者代表

一般乗用旅客自動車運送事業者代表

燕市企画財政部長

燕市商工観光部長

燕市都市整備部長

燕市健康福祉部長

燕市教育委員会次長

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成25年5月7日から施行する。

日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長

一般乗合旅客自動車運送事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者代表

燕市企画財政部長

燕市商工観光部長

燕市都市整備部長

燕市健康福祉部長

燕市教育委員会次長